

各訪問看護ステーション管理者 様

福岡市
保健医療局精神保健・難病対策部精神保健・難病対策課長
福祉局障がい者部障がい企画課長
こども未来局子育て支援部こども発達支援課長

在宅人工呼吸器使用患者の「訪問看護情報提供書」の提出について(依頼)

平素より、福岡市の保健医療福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市における在宅人工呼吸器使用患者の近況把握のため、貴ステーションが訪問看護を実施されている患者のうち、在宅で人工呼吸器を使用し療養されている市内在住の患者の情報について、「訪問看護情報提供書」の提出にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ご協力いただける場合は、下記の内容にご留意ください。

記

1 対象者

気管切開孔又は顔マスク・鼻マスクを介した人工呼吸器を、在宅で 24 時間施行(夜間のみ等限定的に施行されている方は対象外)の方のうち、本市に訪問看護状況を提供することに同意を得られた市内にお住いの利用者。

※利用者1人につき月1回に限り「訪問看護情報提供療養費1」(1,500 円)を算定できますが、算定にあたっては、利用者本人に十分理解を得てください。

※「訪問看護情報提供療養費1」の詳細については裏面でご確認ください。

2 提出先

患者さんの区分に応じた提出先(令和7年度より患者区分変更)

※原則として毎月 10 日までに提出してください。

※提出された情報提供書の内容を確認した結果、上記対象外の患者さんである場合等で継続提出を依頼しない場合は、その旨をご連絡いたします。

提出先		患者区分
こども未来局 こども発達支援課 障がい児支援係	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 13 階	(小児) ・18 歳未満の方
保健医療局 精神保健・難病対策課 難病疾病対策係	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 3 階	(難病) ・18 歳以上で指定難病の診断が ついている方
福祉局 障がい企画課 施策企画係	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 12 階	(障がい) ・身体障がい者のうち、小児及び 難病の区分を除いた方

3 提出様式

訪問看護の情報提供書(別紙様式1)

※続紙として別途情報を依頼する場合があります。その際は、個別に依頼させていただきます。

○「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付保発0305第12号厚生労働省保険局長通知)より

第6 訪問看護情報提供療養費について

- 1(1) 訪問看護情報提供療養費1は、保健福祉サービスとの有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的として、訪問看護ステーションから市町村若しくは都道府県(以下「市町村等」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)への情報提供を評価するものである。
- (2) 訪問看護情報提供療養費1は、基準告示第2の9に規定する利用者について、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して、市町村等又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ここでいう保健福祉サービスに必要な情報とは、当該利用者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス(入浴、洗濯等のサービスも含む。)等の福祉サービスを有効に提供するために必要な情報をいう。
なお、指定訪問看護を行った日から2週間以内に、別紙様式1又は2の文書により、市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して情報を提供した場合に算定する。
- (3) 市町村等又は指定特定相談支援事業者等の情報提供の依頼者及び依頼日については、訪問看護記録書に記載するとともに、市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して提供した文書については、その写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。
- (4) 市町村等が指定訪問看護事業者である場合には、当該市町村等に居住する利用者に係る訪問看護情報提供療養費1は算定できない。また、訪問看護ステーションと特別の関係にある指定特定相談支援事業者等に対して情報提供を行った場合には、訪問看護情報提供療養費1は算定できない。
- (5) 訪問看護情報提供療養費1は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定できるものであること。このため、市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して情報の提供を行う場合には、利用者に対し、他の訪問看護ステーションにおいて市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して情報の提供が行われているか確認すること。

【お問合せ先】

◆難病関係	◆小児関係	◆障がい関係 (身体障がい者のうち難病及び小児を除く)
保健医療局 精神保健・難病対策課 難病疾病対策係 澤、中野 電話番号:092-711-4986	こども未来局 こども発達支援課 障がい児支援係 大谷、横山 電話番号: 092-711-4178	福祉局 障がい企画課 施策企画係 古賀、加藤 電話番号: 092-711-4248